

政令第 号

気象業務法施行令の一部を改正する政令

内閣は、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十三条の二第一項、第十五条第一項及び第十五条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

気象業務法施行令（昭和二十七年政令第四百七十一号）の一部を次のように改正する。

第五条の表に次のように加える。

洪水特別警報	洪水に関する特別警報
--------	------------

第八条第四号中「又は第三項」を「から第四項まで」に改める。

第九条の表土砂崩れ特別警報の項中

土砂崩れ特別警報

を

土砂崩れ特別警報
洪水特別警報

に改める。

附 則

この政令は、気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（令和七年法律第八十六号）の施行の日（令和八年五月二十九日）から施行する。

理由

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行に伴い、洪水の特別警報の通知先等を定める必要があるからである。